

報告第 7 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 2 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | |
|----------|--|
| 1 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1人） |
| 2 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金 208,373 円を支払う。 |
| 3 事件の概要 | 令和 4 年 5 月 6 日午後 2 時 30 分頃、城下海岸ふれあい公園駐車場において、周辺の草刈清掃作業を行っていた町職員の刈払機が小石を跳ね、停車していた自家用車の右後ドアガラスを破損させ車体に傷をつける損害を与えた。 |
| 4 専決年月日 | 令和 4 年 5 月 20 日 |